

[質問及び回答一覧]

質問番号	質問者・回答者	質問・回答
1	原委員	類型事項3について、「類型事項3」の個々をみると取得項目にかなりのばらつきがあるので、この類型には無理があるのではないかと？
	障害福祉課(行政経営管理課)	類型事項3に該当する事務のうち、整理番号28及び29における「犯罪被害」及び「病歴」の情報については、表彰の選考区分にないため取得する必要がない。 また、整理番号28では、障害当事者を表彰する際の選考区分に障害種別があるため、「障害」の情報取得が必要がある。 障害に関して表彰する事務は他の所属等においても共通して行われる可能性があることから、個別事項ではなく類型事項として整理した。
2	原委員	個別事項2[児童福祉施設保護者(本人)負担認定事務](整理番号142)について、「刑事事件」、「少年事件」を必要とするならば、4「犯罪の経歴」も必要なのではないかと？
	障害福祉課	措置児童の保護者等が収監等により子どもを養護できなくなるかどうか等を確認するために取得が必要があるため追加する。
3	原委員	個別事項3[特別養護老人ホーム入所申込者調査事務](整理番号143)について、要介護度などの判断には「障害」も必要になるのではないかと？
	健康長寿推進課	本調査においては、単に要介護度を記載させるだけで、その根拠や具体的な状況を記載させることはなく、「障害」の有無及び内容等を取捨することはしない。
4	原委員	整理番号11について、「病歴」も述べられ、取得せざるを得ないのではないかと？
	障害福祉課	障害の程度等を聴取する中で、当事者から「病歴」が述べられた場合は、取得せざるを得ない。このため、「病歴」を取得する要配慮個人情報に加える。
5	原委員	整理番号12について、「障害」、「健康診断結果」も述べられ、取得せざるを得ないのではないかと？
	健康増進課	ケースによっては、「障害」、「健康診断結果」の取得もあるため追加する。
6	原委員	整理番号14について、「障害」も述べられ、取得せざるを得ないのではないかと？
	健康増進課	ケースによっては、「障害」の取得もあるため追加する。
7	原委員	整理番号17について、「刑事事件」、「少年事件」、「犯罪被害」は考慮しないのか？
	総合教育センター	教育相談において、当所属から相談者へ質問する際、上記～について相談者に対して尋ねることは想定されないため、～のみを「取得しようとする個人情報」として整理し調査票に記載した。 ただし、教育相談の中で、相談者から～について自発的に述べられた場合、それらの個人情報を記録する可能性もあることから、調査票の内容を修正し、～についても取得制限の例外事項として含めることとしたい(修正後の調査票は別シートのとおり)。
8	原委員	整理番号19について、記載理由から必要が全くわからない。どのような状況が想定されているのか。
	図書館	レファレンスサービス(利用者が求める資料や情報を探す調査相談サービス)の提供にあたり、利用者が本人の意思により自身の病歴や障害等の要配慮個人情報を述べた上で、その個人情報に関わる資料等の探索を依頼する場合は想定される。
9	原委員	整理番号28・29について、「犯罪被害」の必要性がわからない。
	障害福祉課	「犯罪被害」は、表彰の選考区分にないため、取得する要配慮個人情報から除く。
10	原委員	整理番号30について、「少年犯罪」は考慮しないのか？
	教育庁総務課	山梨県教育委員会表彰規則第3条第3号の表彰の欠格事項として、その他表彰することが適当でないと認められる事由の有無を確認する必要があるため取得情報に追加する。

11	原委員	整理番号35・36について、「病歴」は考慮しないのか？
	健康増進課	ケースによっては、「病歴」の取得もあるため追加する。
12	原委員	整理番号45・46について、「病歴」の必要不必要が一致しないは何故か？
	産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校	産短大調査票の当該部分を に修正。問診等により病歴に関する情報を取得する可能性があるため。
13	原委員	整理番号51について、「医師の指導等」は考慮しないのか？
	高校教育課	調査書に健康診断結果は記載するが、「医師の指導等」の記載がないことから取得しようとする個人情報から外したが、進路決定に至るまでの過程では「医師の指導等」を考慮し指導していくことから、取得する個人情報に追加する。
14	原委員	整理番号53について、「障害」、「健康診断結果」、「医師の指導等」は考慮しないのか？
	高校教育課	教育実習の受入にあたっての事務手続きは各学校の内規により異なり、「病歴・健康状況」のみを記載させる学校が多かったことから「病歴」のみとしたが、「障害」、「健康診断結果」、「医師の指導等」を資料として求める学校もあることから、取得する個人情報に追加する。
15	原委員	整理番号57について、「刑事事件」は考慮しないのか？
	高校教育課	高校生は身分上の措置は少年法扱いとなるため「少年事件」のみとしたが、刑事上の手続きは「刑事事件」扱いとなるため、取得する個人情報に「刑事事件」を追加する。
16	原委員	整理番号59について、「障害」は考慮しないのか？参加の可能性は将来にわたって無いと言い切れるのか？
	社会教育課	口頭での情報取得(面接)も含めて再度検討した結果、「障害」、「健康診断」、「医師の指導等」についても必要となる場合があるので、該当ありに修正する。
17	原委員	整理番号68について、「診断書・判定書」は「病歴」「医師の指導等」に相当するのではないのか？
	私学・科学振興課	「診断書・判定書」は県の作成した様式であり、対象園児がどういった障害を有するかを確認するためのもので、病歴や医師の指導内容を記載することはない。
18	原委員	整理番号74について、「医師の意見書等」が「医師の指導等」に相当する可能性はないのか？
	障害福祉課	「医師の意見書等」は、申請者が一定期間歩行困難であることを、医師の診断の結果から確認するものであり、「医師の指導等」に該当する。このため、「医師の指導等」を取得する要配慮個人情報に加える。
19	原委員	整理番号103について、「障害」は考慮しないのか？応募の可能性が将来にわたって無いと言い切れるのか？
	私学・科学振興課	特別支援学校も事業の対象としているため、「障害」も相当するので追加する。
20	原委員	整理番号109について、畜産取り扱いでは重要である気がするが、「病歴」は考慮しないのか？
	職員厚生課	家畜取り扱い者の検診はトキソプラズマ感染症のスクリーニング検査として血液検査のみを実施しており、基準値を超えた場合は医療機関の受診勧奨を行うため、職員厚生課で病歴を取得していない。
21	原委員	整理番号114・121について、「病歴」は考慮しないのか？他の扱い事務と違う理由があるのか？
	職員厚生課	腫瘍マーカー検査については、定期健康診断の血液検査として実施しており、定期健康診断として病歴を取得しているため、腫瘍マーカー単独で病歴を取得していない。精密検査については、定期健康診断の結果、要精密検査となった場合の精密検査結果の情報管理であり、病歴は含まれていない。